

1. 議 事 日 程（3日目）

（平成24年那智勝浦町議会第3回定例会）

平成24年9月12日

9 時 開 議

於 議 場

日程第1	認定第1号	平成23年度那智勝浦町一般会計歳入歳出決算認定について……………	117
日程第2	認定第2号	平成23年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	117
日程第3	認定第3号	平成23年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	117
日程第4	認定第4号	平成23年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	117
日程第5	認定第5号	平成23年度那智勝浦町住宅宅地資金貸付事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	117
日程第6	認定第6号	平成23年度那智勝浦町土地取得事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	117
日程第7	認定第7号	平成23年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	117
日程第8	認定第8号	平成23年度那智勝浦町下水道事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	117
日程第9	認定第9号	平成23年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	117
日程第10	認定第10号	平成23年度那智勝浦町通所介護事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	117
日程第11	認定第11号	平成23年度那智勝浦町・太地町介護認定審査会共同設置事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	117
日程第12	認定第12号	平成23年度那智勝浦町東牟婁郡公平委員会共同設置事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	117
日程第13	認定第13号	平成23年度那智勝浦町水道事業会計決算認定について……………	117
日程第14	認定第14号	平成23年度那智勝浦町立温泉病院事業会計決算認定について……………	117
日程第15	報告第17号	健全化判断比率の報告について……………	157
日程第16	報告第18号	公営企業会計に係る資金不足比率の報告について……………	158

2. 出席議員は次のとおりである。（11名）

1 番 左 近 誠

2 番 荒 尾 典 男

3 番 下 崎 弘 通

4 番 森 本 隆 夫

5 番 曾 根 和 仁
7 番 田 中 幸 子
10 番 山 縣 弘 明
12 番 引 地 稔 治

6 番 湊 谷 幸 三
8 番 東 信 介
11 番 中 岩 和 子

3. 欠席、遅参、離席及び早退議員は次のとおりである。

9 番 田 中 植 欠席

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（16名）

町 長	寺 本 眞 一	副 町 長	植 地 篤 延
教 育 長	笠 松 昭 紀	消 防 長	小 脇 邦 雄
参 事 (総務課長)	濱 口 博 之	総務課新病院 建設推進室長	西 田 秀 也
会 計 管 理 者	宮 本 洋 和	病 院 事 務 長	八 木 敦 哉
税 務 課 長	城 本 和 男	住 民 課 長	寺 本 資 久
福 祉 課 長	福 居 和 之	観 光 産 業 課 長	瀧 本 雄 之
建 設 課 長	橋 本 典 幸	水 道 課 長	上 地 清 隆
教 育 次 長	小 玉 常 夫	総務課企画員	畑 中 卓 也

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

事 務 局 長 藪 本 活 英
事 務 局 主 査 寺 地 強
事 務 局 副 主 査 脇 地 健

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9時00分 開議

〔4番森本隆夫議長席に着く〕

○議長（森本隆夫君） おはようございます。

ただいまから再開します。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第 1 認定第 1号 平成23年度那智勝浦町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 2 認定第 2号 平成23年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 認定第 3号 平成23年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 認定第 4号 平成23年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 認定第 5号 平成23年度那智勝浦町住宅地資金貸付事業費特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 認定第 6号 平成23年度那智勝浦町土地取得事業費特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 認定第 7号 平成23年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 認定第 8号 平成23年度那智勝浦町下水道事業費特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 認定第 9号 平成23年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 認定第10号 平成23年度那智勝浦町通所介護事業費特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 認定第11号 平成23年度那智勝浦町・太地町介護認定審査会共同設置事業費特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 認定第12号 平成23年度那智勝浦町東牟婁郡公平委員会共同設置事業費特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 認定第13号 平成23年度那智勝浦町水道事業会計決算認定について

日程第14 認定第14号 平成23年度那智勝浦町立温泉病院事業会計決算認定について

○議長（森本隆夫君） 日程第1、認定第1号平成23年度那智勝浦町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第14、認定第14号平成23年度那智勝浦町立温泉病院事業会計決算認定についてまでを一括上程議題とします。

昨日で一般会計、特別会計、企業会計についての説明が終わりましたので、質疑に入ります。

それでは、認定第1号一般会計についての質疑を行います。

まず、歳入、款1町税9ページから款21町債44ページまでと、1ページから8ページの歳入の部分を含めて質疑を行います。

10番山縣君。

○10番（山縣弘明君） お伺いいたします。

まず、36ページ、総務費寄附金の2那智勝浦町まちづくり応援基金寄附金についてです。このまちづくり応援寄附金の目的について御説明をいただきたいと思います。

次に、42ページ、こちらの太陽光発電売電料、下から9行目ですね、こちらの数字と関係資料で配付していただいております体育文化会館費の歳入、雑入のところの太陽光発電売電料の数値とに差異がありますので、この点について御説明いただきたいと思います。

それともう一つ、歳出の需用費のところの燃料費がガスにかえたことでふえておりますというような説明での聞こえ方したんですが、もう一度その点、御説明いただければと思います。

〔「歳出は後やで」と呼ぶ者あり〕

済いません、その点については後ほどお伺いいたします。

○議長（森本隆夫君） 総務課長濱口君。

○参事（総務課長）（濱口博之君） 那智勝浦町まちづくり応援基金寄附金について御説明させていただきます。

この制度につきましては、一般的にふるさと納税制度と言われておるものでございます。基本的には、田舎の町から都会に若い者が流出してしまう。そこで、今まで教育等田舎のほうで投資していた人たちが、みんな都会へ行って税金を納めてしまう。そこに不公平といえますか、差が生じてしまうので、これを解消するにはどうしたらいいかというような議論が国のほうでされておりました。その中で、一つの策として出てきたのがふるさと納税制度でございます。住民税の所得割額の1割をめどとして、自分の好きな市町村に寄附していただく。寄附していただいた場合に、寄附金のうち一応2,000円は引かれますけれども、それ以外の分については寄附金控除の対象となって、確定申告の際に還付で戻ってくるというような制度をつくっております。その関係の受け皿としまして、那智勝浦町でもまちづくり応援寄附基金として、その寄附金をいただく窓口をつくらせていただいております。

ですから、もし寄附金をいただいたら、それにつきまして領収書を発行させていただきます。その領収書をもちまして、また確定申告して、2,000円以外のほとんどの額について、上限はございますけれども、また還付で戻ってくるというようなサイクルをつくっている次第でございます。

以上がまちづくり応援寄附金の目的、概要でございます。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） 議員御質問の点でございます。これにつきましては、私どもの数

字が間違っております。決算書に記載させていただいております太陽光発電売電料7,752円、これが正解でございまして、別添で1から4まで配付させていただいておりますNo.4の体育文化会館費、歳入のほうの一番下の段になりますが、ここで計算間違いで8,232円というふうに記載させていただいてます。ここを訂正をよろしくお願いしたいと思います。この部分を7,752円に訂正いただきまして、そして合計の欄が834万7,867円、そして2行右のほうへ寄っていただきまして、増減のほうの△の数字になりますが、これが△7,016万1,488円という数字に、まことに申しわけございませんが、訂正よろしくお願いしたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 10番山縣君。

○10番（山縣弘明君） 濟いけません、勉強不足なんです、この決算書はこういう形で訂正ということで議長、差し支えないかどうかという点、一度お伺いしたいと思います。

それと、今の発電売電料が7,752円ということですが、1年間で思ったほどの数字が出ていないなというふうに個人的に受けとめております。この売電料が、恐らく当初シミュレーションがあったかと思います。それと比較してどうだったのかという点を御確認させてください。

それから、まちづくり応援基金についてであります、町のホームページを見ますと、この応援基金によって活用される使途については、いろんな地域のまちづくりの活動されている方々も対象となっていたように記憶しております。今手元に資料がないんですが、福祉であったり、地域の活性化であったり、そういった活動をされてる方々も寄附の対象となっているというふうに記憶しておるんですけども、その点間違いがないか、念のため確認をさせていただきます。

○議長（森本隆夫君） 総務課長濱口君。

○参事（総務課長）（濱口博之君） まちづくり応援寄附金の関係でございますけども、一応長期総合計画に区分けしております、健やかでやさしいまちづくりとか、快適で安心して暮らせるまちづくり等、そういうまちづくりの大まかな項目について一応寄附していただくような形をとっております。

平成22年度の7万2,500円寄附していただいているんですけども、これにつきましては7件ございまして、6件が健やかでやさしいまちづくりにということでございましたので、一応新病院建設に係る経費に充当させていただいております。それから、1件が快適で安心して暮らせるまちづくりにということでございましたので、一応災害対策費のほうに充当させていただいております。1年おくれでございますが、その目的に応じて充当させていただくような形をとっております。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） 売電の関係でございます。この関係につきましては、グリーン・ニューディールのCO₂削減が主とした補助金をいただいて実施させていただいております。そのときに複合的に太陽光発電、また照明器具をLEDにかえる、またボイラーをCO₂削減できるものにかえるという観点で進めさせていただいております。

議員おっしゃられるとおり、結果、売電の金額が思うより少なかったという部分、私ども

もその感否めませんが、当初からこれ、そちらのほうに重点を置いて導入を計画させていたわけではなく、先ほど言いましたCO₂削減を主として、複合的な施策としてやらせていただいております。そして、思うたより少なかったということは、体育文化会館での自家消費といいましょうか、その部分も結構思うたより大きかったようであります。ちなみに、交流の発電量としまして、年間で2万210キロワット発電させていただいております。これを全部売電したといたしますと、これは単純計算であります52万5,463円、これだけの金額の売電できる電気を発電させていただいた。結果、自家消費が多くて、年間7,000円余りしか売電できなかったということでございます。

そういうことで、思ったよりは金額的に少なかったんですが、どれだけ自家消費を毎日しているのか、そこまで詰めておりませんでしたので、こういう結果になって、少しはショックと申しましょうか、もう少し上がってほしかったなという感じは否めません。

○議長（森本隆夫君） 10番山縣君。

○10番（山縣弘明君） そしたら、口頭でこの修正というものがなされたということで理解してよろしいかどうかという点をもう一度確認したいのと。

今の総務課長の御説明でよくわかりました。観光産業課長の御説明も、よくわかりました。ただ、そしたら光熱費の、これはまた歳出の分が入ってきますんで、また後ほど伺いさせていただきます。歳入の御説明につきましては、今ので承知いたしました。先ほどの部分だけお願いします。

○議長（森本隆夫君） さっきの体育文化会館の金額訂正ですけども、これは決算書じゃなしに、参考資料として我々いただいたもんです。ですから、口頭で訂正がありましても十分かと思えますので、了承いただきたいと、かように思います。

8番東君。

○8番（東 信介君） 1点お聞きします。

聞き漏らしたんやと思うんですけど、ページ40ページの下から十六、七ですか、保護動物災害支援金なんで、これはどこから、多分そういう団体からの入金やということで、どういう流れになったあるんか、ちょっと御説明お願いします。

○議長（森本隆夫君） 住民課長寺本君。

○住民課長（寺本資久君） 40ページの下から十数行目の保護動物の災害支援金の関係ですが、災害当時かなり被災を受けた方々が飼われてる動物の支援ということで話がございまして、かなり検討してる中で、そういうレスキューがあるということで取り組む結果に入りまして、してところ、動物病院関係さんも協議する中では、東京のほうでそういった支援してるところがあるということを東北震災のときにもあったということが確認されましたんで、そういったことの中で事業を進めていながら支援を受けれるということで、緊急災害時の動物救援本部というところが東京にありまして、そこから支援を受けたものでございます。同時に、これには触れませんが、寄附金のようなものも少しでもいただいて、その財源に充てたいということで取り組んだ次第でございます。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 8番東君。

○8番（東 信介君） これはあれですか、ほなペットレスキューが入れば、半額ぐらいの金額が補助されるみたいな形になってるんですかね。

○議長（森本隆夫君） 住民課長寺本君。

○住民課長（寺本資久君） 何も向こうとの、本部との連絡等々やらなければ、そのまま要ったかもわかりませんが、そういう情報がありました関係で、本部のほうとも連絡を密といいますか、動物病院と、あるいはこちらのほうのペットレスキューの関係の方がございまして、そういう話がありましたんで、向こうの本部とかなりやりとりはしまして、最終的に要った費用で、それも向こうの枠といいますか、全て見てもらったわけではございませんが、何とか要った費用を向こうに報告しまして、それからこの費用がおりてきたといったような状況です、はい。ですから、何もこちらから打たなければ、そのまま済んでいたかもしれませんが、そういう情報が東北震災のときにありましたんで、やりとりして、入ってきた次第です。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

7番田中君。

○7番（田中幸子君） 済いません、40ページです。雑入のところの備考欄の上から13行目の防災行政ラジオ購入のことなんですけども、500台は全部要望を出したと思うんですが、この要望のあった方たち全員渡ったのか、お聞かせください。

〔「歳出やこれ。収入やさかの、収入やない、歳出で出たあるから歳出で」「歳出っていえば歳出やけど」「今の歳出のほうがあえんちゃう、歳出」と呼ぶ者あり〕

済いません、そしたら歳出のほうで。済いません。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑なしと認め、歳入に関する部分の質疑を一時中止します。

次に、款1 議会費45ページから款3 民生費82ページまでと、1ページから8ページまでの議会費から民生費までの部分を含めて質疑を行います。

6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 1点だけお伺いしたいと思います。

50ページの賃金、臨時雇賃金なんですけど、この部分、グリーンピア南紀で雇用されてる方と庁舎管理に1人と。グリーンピア南紀には以前から臨時職として雇用されておるわけですが、今度庁舎管理に1人雇用したということですが、この方はどういうことをなされてるんでしょうね、ちょっとその点お伺いしたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 総務課長濱口君。

○参事（総務課長）（濱口博之君） 50ページの賃金のところで御質問がございましたので、お答えさせていただきます。

確かにグリーンピア南紀の職員、以前からの2名と新しく臨時職員を1名雇用させていただいております。この新しい1名につきましては、庁舎等老朽化した施設が多く、修繕等に、外部に発注しておりますとどうしても修繕費が高くなります。この臨時職員につきましては、電気の資格等を持っておりまして、電気関係の修繕とかいろいろなところで、初めは本庁舎が多いのかなと思っておったんですけども、保育所とか小学校とか、いろいろな施設につきまして小さな修繕を多く実際にさせていただいております。1人でできないときは総務課の職員も行って手伝ったりするんですけど、なるだけ自前でやったほうがやはり安く済みますし、状態もよく把握できますので、非常に役立っているかなと思っております。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 今までは職員が小さな、私のできるような仕事であれば、一般的に素人でもできるということで、電球取りかえとか、ちょっとした電気の修理とか、専門的な技術持たないといけないということであれば、電気屋さんにお任せしたということでしょうね。まあまあこの方は電気の経験があるということですけど、営繕全般にわたってやっておられるんですね、営繕。そんなに仕事あるのかなと。というのは、どうしても専門性が要求されるものについては、その専門性を持った事業者にやってもらってるんでしょう。あえてこの臨時雇賃金は、これ物件費として取り扱ってるんですね。人件費抑制というところから見れば、物件費やから、物件費が幾ら上がっても人件費にかかわってこんということで、もう安易に多いんですよ、臨時雇いがね。これに限らずですよ。そら便利でしょうが、人を雇うたら。人件費に範疇に入らんということであれば物件費として取り扱うの、人件費のところにのってこんからね。人件費抑制という、そういう大義名分も立ちますんでね。そら便利ですよ、臨時雇いの人を雇うたほうが便利やけど、職員としてはそんだけ楽になる。なるべく職員でやれるものは職員でやると。そら忙しくて、去年みたいに忙しくて、皆猫の手もかりたいということではないんですよ、ことしからずっと、通常はないんでしょう。今までやってきたこともやれないというようなことはないと思うんですけど、その点についてどうですか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長濱口君。

○参事（総務課長）（濱口博之君） 確かに電球の取りかえ等、小さなものは職員でも今でもやっておりますが、大きな修繕になりましたら、当然そら業者がやらなければいけないんですけども、ちょうどその中間ぐらいのもの、早く直せばそれで済むが、ちょっと普通の職員では無理というなのも多くございます。フェンスの張りかえがあつたり、また仮設の電気引きたいとか、そういう需要、特に去年はすごく多くて本当に引っ張りだこでございました。ことしもやはりそういう、少し手をかければ直るようなものは、やはり内輪で直すほうが適切かなとも思うところもございますし、状態もよく把握できますので、この職員につきましては、そういうことでかなり有効に役立ってると考えております。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） この方にも賃金と共済費というんですかね、いろんな保険とか、これを入れたら、被服費も支給するんか知りませんが、200万円以上かかるでしょう、200万円以上。

その200万円に相当するような仕事があるのかということですね、今まで営繕というのはなかったんやから。ほんで、この方、大工仕事はせんのでしょうか、するんですか。電気だけですか。

どうでしょうかね。これはもう支払いも済んで執行もしておるんですけど、この事業。今後、臨時雇いを雇うについても、そういうあたしをきちっと精査した上でどっちが得なんだということ、ひとつお願いしたいと思いますわ。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） お答えします。

私就任以来、いろいろな箇所を回ってまして、それをちょこちょこ直すというよりも、まず最初に目に映ったのが、この下の裏口の外灯、軒先につく外灯でしたけれども、それは営繕では直せないってということから始まりましていろんな箇所。この方は電気もさることながら、大工の手伝いから何から、この災害においても牧野々の井関地区にある町営住宅も、修繕のほうもやってまいりましたし、最近では5月に勝浦小学校のプールのペンキ塗りかえ等もいろいろ指導してやっていただいております。それ作業員連れていっての作業だったんですけども、見積もりをとると450万円ぐらいのペンキのプールの塗りかえもあったんですけども、実際上は実質的にやると120万円か150万円だったそうなんですけども、それぐらいの金額でもできたと。そら引地議員もペンキのプロでありますんで、見てもらったらその点十分対応できたあるというぐらいまでやっていただいております。そういった意味で、各小学校の依頼も多く、そういうことでは当然雇用して十分活動的にはやっていただけてるかなと、私は感じております。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） いや、あのね、そらそういうこともあると思いますよ。しかしながら、これやっぱり人件費を抑制するという観点から、幾ら物件費として取り扱ってるといっても、やっぱり人件費なんです。だから、人件費を抑制するという立場であれば、そら人雇うたら、この人何に使うかと。そのペンキを塗るにしても、彼が塗るんと違うでしょう。監督するんでしょう。それであれば、町の職員でも監督できるでしょうが、そのぐらいのこと。ここらはプールであれば、このペンキを使うて、1回塗るんか2回塗るんか知りませんが、建設課の職員であれば、そのぐらいのことわかるでしょう。そらその人にあれやれ、これやれて言うたら、仕事が出てくるとは思いますけど、そんなことすれば、どんどんどんどん臨時職か知らんけど、雇わんな。今は仕事あるけど、その当時、雇うた当時はそういう仕事を想定してなかったんでしょうが、雇った当時は。今になって、去年かことしか知りませんが、おるから使うと、そういうことと違いますか。私が言うのですよ、やっぱり臨時職員を雇うにしても、十分考えて、200万円ぐらいかかるんですからね、この方に。十分考えた上で、精査した上で雇うんなら雇う、自分らでやるんなら自分らでやるというような形で、ほかに外注すんなら外注するというような形でひとつお願いしたいと思いますわ。慎重にやってほしいと思います。臨時職、どんどんどんどんふえてるんですよ、今。これに限らずですね。その点についてどう思い

ますか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長濱口君。

○参事（総務課長）（濱口博之君） 議員おっしゃいますとおり、臨時職員の採用につきましては十分精査して、職員が不補充のところ等もございますので、そういうところとか、需要があるところも十分精査しながら、今後も採用していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） この職員の採用については、費用対効果からいいますと、十分効果が出ると、私は感じております。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

3 番下崎君。

○3 番（下崎弘通君） 54ページ、ちょっとお願いします。54ページの企画費の集落支援員報酬と地域おこし協力隊報酬、これ1名ずつ2名雇っているわけなんですけども、これの勤務場所と、そしてどういう業務をしているのか、そして効果はあったのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、次の56ページです。これは地籍調査費です。これの賃金なんですけども218万9,355円、これ臨時雇い1名出てるんですけども、ちょっとこの金額が一般の事務の金額に比べて高いように思うんで、どういう業務内容なのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

それから、60ページです。60ページの上のほうに和歌山地方税回収機構業務委託249万4,000円なんですけど、滞納者25名を委託してやっているということなんですけど、この金額の算定方法と、そしてどれだけ収納があったかどうか、効果があったか、ちょっと教えていただきたいと思います。

そして、78ページです。この中で上から3行目ぐらいの報償費で2万4,500円、子どもの虐待防止ネットワーク委員報償、これで委員会開いていると思うんですが、この委員会の中で虐待の事例があったのかどうか、その点ちょっと教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 総務課長濱口君。

○参事（総務課長）（濱口博之君） 54ページの報酬のところの集落支援員報酬と地域おこし協力隊報酬について御説明させていただきます。

これらにつきましては、色川地区に配置しております。集落支援員につきましては、平成20年に集落支援員制度が創設されております。過疎地域等における対策として、住民と住民、住民と行政の間を取り持って集落の維持活性化を支援するということで、Iターンの方、色川のほう、かなり来られますので、それらの受け入れとか、それらの説明とか、また集落の中でお互いのコミュニケーションをとる間を取り持ったり、総務課との間の調整とかしていただいております。

地域おこし協力隊につきましても、これはどちらかといいますと、もっと直接的な意味合いもありまして、地域以外の、都市からこちらへ来たいという新たな担い手を受け入れることに對して、地域の維持強化を図るということで、そういう制度がつくられておりまして、それを22年は3カ月、今回は1年間報酬を支払っております。一番基本的には、来ていただいて、その間に、3年間の間に定着していただけたらということで、その間になれていただくような形で地域のことにについて仕事をしていただくというような感じになっております。この方につきましては、一応12月末でこれをやめられるということなんですけども、一応色川に定着していただくことになっておりまして、それなりに効果があったのかなと思っております。

この辺に関しましては、過疎対策ということで、総務省のほうでかなり今力を入れております。また、県のほうでも注目しているところでございまして、それなりに特別交付税で措置をするという今制度になっております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 税務課長城本君。

○税務課長（城本和男君） 和歌山地方税回収機構について御説明させていただきます。

議員お尋ねの和歌山地方税回収機構業務委託249万4,000円でございますが、この算定根拠につきましては、滞納者25名を移管した分でございます。基礎負担割額というのが10万円、それから徴収実績割額は66万9,000円、これは平成21年度の実績669万588円というのがあったんですけども、そちらのほうの10%ということで、実績割となっております。それと、処理件数割が172万5,000円で、合計249万4,000円というふうな負担額となっております。

この回収機構なんですけども、市町村から徴収困難な滞納事例を引き受けまして、専門的に滞納整理を進めるために平成18年4月に設立された、県内の全市町村が構成団体になる地方自治法上の一部事務組合ということで、和歌山市の自治会館内にあります。

こちらのほう、徴収状況もお尋ねいただきましたが、本町の関係におきますと、23年度25件分の2,168万1,540円を、2,100万円ほどを移管したのでありますが、年度は重複してる分も、その前にも移管した分も含めてるんですけども、23年中に納付した分、本税の分だけなんですけども、直接的な効果としては、収納額として44件の1,408万4,986円。それと、移管通知を出した関係で間接的な効果、移管しますよということで間接的な効果というのが20件で267万5,000円ほどあります。合計44件の1,675万9,986円の効果があったものと考えております。委託料が249万4,000円ということで、それなりの効果があったと考えております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

56ページ、地籍調査費の節7賃金218万9,355円支払いをしております。臨時職員1名分の賃金でございます。

業務内容につきましては、地籍調査に伴います地権者の相続等、また現場の現地立ち会い等が仕事内容となっております。

金額の算定につきましては、町の臨時職員の給料表に基づいて金額を算定させていただいております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 子どもの虐待防止ネットワーク委員の関係ですけれども、この関係ですけれども、民生委員の代表、そして学校長の代表、保健所の関係、警察関係など20人で構成されております。で、協議を行ってます。

虐待事例でございますが、23年度で10件の相談、通告がございました。一応大きな虐待と受けとめてるのは、そのうち2件でございます。あとは養育困難でといいますか、親が亡くなったとか、そういうケースがあります。種別といたしましては、心理的虐待、医療ネグレクト、児童虐待ということで、そのうちの1名はもう埼玉県から転入したんですけれども、すぐに転出されたということでございます。あと離婚の関係で別居していたことということで、復縁予定のことということで、子供はその後精神状態も落ちつき、問題なしということになっております。復縁の条件等について弁護士と相談中ということで、今そういうことになっております。

そして、紀南児童相談所の関係では、23年度は118件、県全体では709件、一応10年前の3倍ぐらいになってるということでございます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 集落支援員と地域おこし協力隊の関係ですが、これは勤務場所というのは、どこと決まなくて、色川に在住してこの仕事をされていると理解してよろしいんでしょうか。それだけちょっと確認します。

それから、56ページの地籍調査の関係の臨時雇賃金ですが、中の事務にしてはちょっと高いなと思ったんで確認させてもらったんですが、調査に伴う現場立ち会いとか、地権者との交渉なんかもあるというようなことで理解させていただきました。

それから、60ページですけれども、60ページの和歌山地方税回収機構の関係なんですけど、これだけの249万円、23年度に委託してるんですが、それ以上に1,600万円ほどの効果があったということで、委託したかいがあったなと感じているわけなんですけども、やはり滞納というたら大変収納業務が厳しいというようなことで、地方税回収機構のような多くの知識と経験を持ったようなところへ委託することによって、これだけ効果があるというようなことで安心したわけなんですけども、そういうことで今後も大変徴収しにくい、滞納処分をするにしても職員ではなかなかそこまでやっていけないというようなことで、大いに今後も滞納税額の精査をして、委託のほうをしていただきたいと考えております。

それから、78ページの虐待の関係なんですけども、大きな虐待が2件あったというようなことで、1名は転出されたということなんですけど、虐待関係については今後も児童相談所とも十分連絡とって取りかかっていたきたいと思っております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 総務課長濱口君。

○参事（総務課長）（濱口博之君） お答えいたします。

基本的には色川出張所へ出てきていただいて事務等していただくんですけども、色川全体どこへ行っても何をやるということは、もちろん仕事に応じて行っていると思います。もっとやわらかい意味で、地元とコミュニケーションをとって、これから先のどうやって地域を興していくかというようなことを話したりしていただいておりますので、一応こちらのほうも業務日誌等をいただいて、それでチェックはさせていただいております。

○議長（森本隆夫君） 税務課長城本君。

○税務課長（城本和男君） 税につきましては、適正に課税し、公正に徴収することが基本となっております。今後も、和歌山地方税回収機構、一つの指針といたしまして、今後回収機構についても広く町民の皆様に御理解いただけるために積極的にお知らせ、広報してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

10番山縣君。

○10番（山縣弘明君） 1点お尋ねいたします。

52ページです。電子計算費、節13の委託料についてです。この保守点検委託の主な内容と、それから昨年よりも若干この金額がふえておりますが、その主な要因など、お示しいただければと思います。

○議長（森本隆夫君） 総務課長濱口君。

○参事（総務課長）（濱口博之君） 51、52ページの電子計算費の委託料についてでございます。

これは備考欄記載、電子計算機保守点検委託となっております。ちょっと名前がもう一つ、名前のとおりといえどとおりなんですけども、一般的に保守といいますと、ハードウェアの保守を思い浮かべていただくことが多いと思うんですけども、この中にはシステムの機器の保守料と業務プログラムを入れてるんですけども、そのソフトウェアの保守料も入っております。明細を持っておるんですけども、1,091万6,161円のうち、総合行政システムというのを今住民票から固定資産税とか、全て大体業務がその中に入っているんですけども、そのソフトウェアの保守料が329万4,900円でございます。そして、改修の委託が144万3,750円、それから介護システムの委託料が189万円、そういう8割以上はソフトウェアの保守料となっております。それ以外にも、ウイルス対策防止用のソフトの更新料が61万円とか、そういうのも入っております。

ハードウェアの保守料としましては、総合行政システムの機器保守料が196万円、OCR装置という読み取り装置の保守料が37万円、それから住基ネット機器の保守点検が約80万円程度、これがハードウェアの保守料になっております、1年分の。

それから、昨年度よりも上がった内容でございますが、新システムに変わったのが22年度でございます、22年度はハードとか1年間一応保守料が無料のものが多くございました。た

だ、旧システムと併用でございましたので、全てが0円というわけではございませんでした。23年度になりますと、通常の1年間の費用が発生しておりますので、その分で大幅な増額となっておりますが、これが一応通年の状態ということになります。一応5年間リース料が発生しますので、また6年後になれば、使えるものはまた再リースという形で安くなると思います。今のところこの状態でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 10番山縣君。

○10番（山縣弘明君） 大変よくわかりました。

昨年のを見ますと、ウイルス対策のソフト使用料が別項目にありましたけども、それもどうやらこの委託料の中に含まれてきているのかなというふうに思われます。念のためお尋ねいたします。

データのバックアップも非常に重要なポイントになってこようかと思いますが、その点もクリアできてるかどうか、確認させてください。

○議長（森本隆夫君） 総務課長濱口君。

○参事（総務課長）（濱口博之君） お答えさせていただきます。

バックアップ等については、当然災害の場合等、こちらはかなり地方といいますか、離れた場所でございますので、以前から十分なバックアップということで、とりあえずは1週間に1回、消防本部のほうへデータは全てバックアップさせていただいております。それから、ことしの当初予算でとらせていただきましたが、それだけではちょっと不安ということで、地域外へも1つ置きたいということで、回線を通じて、ちょっと毎日になるか、1週間に1回全部とってその差分という形になるか、今ちょっと検討中でございますが、この地域外のほうへデータのバックアップをさせていただくように現在進めております。それによりまして、この辺全てが被害に遭ってなくなったとしても、一応計算機の業務データ、住民票のデータ等は全てこちらのほうからまた復旧できるような体制をつくり上げたいと思っております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

8番東君。

○8番（東 信介君） 68ページの老人福祉費の委託料の中の緊急通報業務委託ですか、これ31件とかお聞きしたんですけど、多分どっかの警備保障会社に委託されてると思うんですけど、どこに委託されてるんですか、ちょっと教えていただきたいのと。

82ページの災害救助費の中で、使用料及賃借料の中のホテル浦島の借り上げ料やと思うんですけど、何名ぐらい御利用されて、これ1人お幾らぐらいになってるのかなというのをちょっとお聞きします。

○議長（森本隆夫君） 福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 緊急通報装置の業務委託でございますが、この委託先は総合警備保障株式会社でございます。31件ということで、一応委託費が1件2,940円ということになってお

ります。そして、非課税以外の方に関しては、有償で700円いただいております。そのいただいているのは14件でございます。

○議長（森本隆夫君） 総務課長濱口君。

○参事（総務課長）（濱口博之君） 81ページ災害救助費の使用料及賃借料の中の宿泊所借上料についてお答えさせていただきます。

これは台風15号襲来時に避難所等がいっぱいになる可能性が高いということで、ホテル浦島を避難所として借り上げさせていただきました。一応この単価では、5,000円の消費税で5,250円で319人分になっております。実際は出たり入ったりしておりますので、それらを合わせると延べ462人程度が使用させていただいております。3食つきだったと思います。これにつきましては、この激甚災害の関係で災害救助費の歳入で全て認めていただいておりますので、町の負担は結果的にはなかったものと考えております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 8番東君。

○8番（東 信介君） 委託費の緊急通報業務委託ですか、これ緊急通報が入って、総合警備でしただけ、そこへ入ったらそこからどこへ連絡が、福祉課のほうへ来られるんか、その対応はどこがされるんですか。

○議長（森本隆夫君） 福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 一応個人はボタン方式と通常の連絡用のあれがあるんですけども、一応緊急通報で警備会社へ行って、警備会社が駆けつける場合と、近所に委託している人がおりまして、その人が駆けつけるという方式になっております。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑なしと認め、歳出の議会費から民生費までの部分の質疑を一時中止します。

休憩します。10時30分再開。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時07分 休憩

10時31分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本隆夫君） 再開します。

次に、款4衛生費81ページから款6商工費108ページまでと、1ページから8ページまでの衛生費から商工費までの部分を含めて質疑を行います。

5番曾根君。

○5番（曾根和仁君） 2点質問いたします。

98ページの節区分18の備品購入費の有害鳥獣捕獲器材72万円の先日の課長の説明ですと、おりを購入と。おりについては予算のときに聞いてたんですが、炭酸ガスボンベも買ったという

ような話を聞いたんで、これどうやって使うものか、ちょっと教えていただきたいのと。

104ページの節区分19の入湯税の事業690万円のうちのおよそ100万円を使ってマグロ料理コンテストをやってる、ことしもやるんですね。それが観光誘客にどのように効果をもたらしてるかっていう点をちょっと疑問な点もありますので、課長の口からこういうふうに貢献してるよってなことを説明いただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） まず、1点目の鳥獣害の関係でございます。これにつきましては、町のほうで昨年におきまして、大型おり、これはイノシシ等が7基と小動物のおり、小さい目になります14基、そして炭酸ガスボンベ一式買わさせていただいております。この炭酸ガスボンベにつきましては、安楽死、捕まえた小動物の安楽死用に使用する目的でございます。動物愛護関係の関係でいろいろ縛りのある中で、炭酸ボンベでやると免許等特に必要ないということで、それを購入させていただいております。

続きまして、入湯税関係でございます。入湯税を活用した公募事業の中で、マグロ料理コンテストを実施させていただいております。これにつきましては、議員から誘客等々の御質問でございますが、入湯税を活用した公募事業につきましては、住民の方のいろいろなアイデアで、皆さんがそれぞれの思いで観光誘客につなげていくという意味で出させていただいております。これにつきましても、勝浦がマグロの基地である。その中でマグロを使った名物料理が少し手薄なんではないかという思いでこういう発想で料理コンテストをして、新たな地域の食の素材の開発という目的で取り組んでいただいております。ですから、直接これを食べに来るといふ、今のところではございませんが、その中でまた話題性集めるような料理等々が出てまいりますと、勝浦の各店舗でそういうものを出していただいて、それが誘客に将来つながるといふことも視野に入れて今進めさせていただいております。

○議長（森本隆夫君） 5番曾根君。

○5番（曾根和仁君） 炭酸ガスボンベの使用法についてなんですが、仮に動物がとれた場合に、町に報告して町がそのボンベを持って処分に来てくれるのか、我々が借りて我々が使うのかとかという、そういうやっぱり危険性が、免許は要らないといっても危険なものなんで、その辺どう扱うかという点と。

マグロ料理コンテストが課長言われたように、そういう効果があるということなんですけど、やっぱり最終的に観光客の口に届くまで持っていかないと、ただの料理コンテストで終わってしまうんで、その辺の努力をお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） ボンベにつきましては、今のところとりに来ていただいてということを中心に考えております。ただ、使用の仕方等々当初わからないことがあるので、それについてはなれるまではこちらのほうで、役場で対応していきたいと。システムの自分でするという観点の中で、しばらくは指導体制をとりながら実行していきたいというふうに考えております。

そして、マグロの料理につきましても、議員おっしゃられるとおり、具体的に町の中でそういう料理が食されるような努力を今後とも続けていきたいと、そのように思っております。

○議長（森本隆夫君） 11番中岩君。

○11番（中岩和子君） ちょっとお尋ねをいたします。

98ページの委託料なんですけど、森林周辺環境整備事業委託とか、そういうのがあるんですけど、これ980万6,264円あるんですけど、これはどのような仕事というんか活動、多分森林組合の委託なんだろうけど、どのような活動されているんか、ちょっとお願いします。

それと、森のチカラ再生サポート事業補助金というのが100万円あるんです。これもどのようなことをされているのか、教えていただきたいと思います。

それから、104ページの先ほど5番議員もちょっとお尋ねをしておられましたけど、入湯税を活用した観光振興補助金があります。これはどのような入湯税の活用した活動をされているのでしょうか。そこら辺も、今先ほどマグロ料理とか言われておりましたけど、それだけやないと思いますんで、どういうふうな活動してるか、教えていただきたいと思います。

それともう一点、106ページの花壇の維持管理謝礼2万5,000円というのがあるんですけど、これはどこの、公園費のほうですね、どこの花壇なんだろう。

それともう一つ、那智山の花壇借上料、あるんですけど、これ那智山のどこを借りてるのか、教えていただきたいと思います。

それから、缶詰CANのほうですけど、補助金をもらって今やっておられるまぐろ体験CANの、これ100ページのところでですけど、今やってるんですけど、今後これ、いつまでこの補助金がいただけて、また今後どのようにこれを運営していくのか、教えていただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） 御質問、まず98ページの森林組合に委託した部分でございます。

これにつきましては緊急雇用の補助制度を使いまして、森林整備地ということで、森林と里山との境界の整備とも申しましょうか、草刈り、また進入路、林道を利用させていただいておりますので、その林道等の草刈り並びに那智高原公園あたりの整備、そのようなこと、草刈りになります、主になります、そういうことを委託して実施いたしました。そういう部分で、目的としては一般住民が山と親しめるような環境整備、里山と森林との境界線の整備という目的でございます。

続きまして、森のチカラ再生サポート事業、これにつきましては林業施業の中で、立木ストック団地における木材の搬出コストを下げるために作業道の整備、また作業ポイントの整備、仕分けヤードの整備と、そのようなものに町からメーター当たり1,000円の補助を出しております。県のほうも、単価でいきますと、メーター当たり2,000円の単価を出してそういう整備に補助をしております。

続きまして、入湯税の件でございますが、入湯税は一昨日申し上げましたとおり、10事業の応募の中で6事業実施させていただいております。まず、夏の海と冬の海、那智の浜の有効活

用を考えるとということで、夏のイベントと冬のイベントを冬は花火、夏は婚活、現在婚活ブームに乗っておる婚活の地域での実演と申しましょうか、そういう動きでございます。この婚活につきましても、一昨年あたりから日本全国でかなり企業としてそういう活動されております。その中で、都会での婚活だけのみならず1泊2日の婚活の素材になるのではないかという、私どもも試験的な意味合いを持って、そういう住民からの意向に応えるように補助金を出すようにしております。

もう一つにつきましては、那智の浜、冬の活用ということで冬花火、花火をして那智の浜をもっとにぎやかにしようという計画でございました。これも実際、昨年につきましては災害がありまして、時期を延ばして、3月まで延びてしまいましたけども、それなりの集客、1,500人ほどの集客があつてにぎわいを演出していただいたものと思っております。

そして、6件のうち、先ほどマグロ料理コンテスト、これも勝浦の町の中の料理の演出、創作、そういうことを目的としてやっていただいておりますので、協力しております。

そして、築地商店街の活性化、これにつきましても観光関係者の方から、駅おりて歩くとき、非常に寂しいということもございまして、商店街を、町おりて第一歩が寂しい風景じゃつらいので、にぎやかさを演出するということで、そういうことにも補助金を出させていただいております。

あとは旅館組合に関しては、年間通していろんなことをやっていただいておりますが、その中でも勝浦の四季を感じていただくという部分で、家族連れの夏の海のシーズンには海で宝探し、水着コンテスト等々の催しで、浜辺をにぎやかしていただいております。そして、今もちょうどまだ行っておりますが、新米フェア、これについても加盟旅館全てに協力いただいて、地元産の米を全旅館で朝食、夕食に出していただいております。旅館組合はほか年間通しては、各旅館でお客様のもてなしの一つとして那智参詣曼荼羅のタペストリーを使って、そこで連日お客様に絵解きをしてる。そして、ミニまぐろ祭り、本体の観光協会が主催しておりますまぐろ祭りとは別にミニまぐろ祭りと称しまして、規模、まぐろ祭りは縮小した形ですけども、それで誘客、いざなっております。これは結構エージェント絡みのイベントに仕立てることができましたので、誘客、集客にはかなり効果があったものであります。

あとはいだ天ウルトラマラソン、これにつきましても、今までずっとやっていただいておりますが、参加人数が500人を超えるようになりまして、それで運営する側につきましても、GPS機能のようなものを使った人間の場所、ゴールしたときの時間をはかったりするのには、それが、機械がリースが50万円余りすると。それをこんだけ500人余りの大会になると、それが無いともう人力では無理だということで、それに対する補助ということで、それにも補助を出させていただいております。そのような行事に入湯税を活用したのを充てさせていただいております。

続きまして、106ページの花壇と那智山の花壇でございます。花壇につきましても、1カ所云々ではなくて、町内の、今ちょっと資料的にどこどこというふうにお答えする資料を持ち合わせてないんですが、7カ所ほどの花壇の清掃等あります。そして、那智山の花壇につきまし

ては、那智山へ上がっていくヘアピンカーブといいましょうか、石灯籠のあるあそこの用地が個人所有のものでございますので、あそこをお借りして、公園とは言えませんが、花を植栽して草刈りしつつ、そういう那智山へお越しのお客様の目に不快にならないような程度ではございますが、草刈り等して整備をさせていただいております。

そして、100ページのまぐろ体験CANでございます。この事業、補助事業でやらせていただいたということを議員御理解いただいております。これもふるさと雇用の制度を活用させていただいて、人件費等は皆100%補助でやらせていただいておりますが、これは23年度でこの補助が切れております。ですから、今後ということではありますが、今後はもう24年度から既に勝浦漁協自前で缶詰つくったり、体験を今続けていっていただいております。もっともこの体験のお客様をふやして採算がとれるように頑張っていっていただきたい。また、こちらもできる部分の支援はしていきたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 11番中岩君。

○11番（中岩和子君） 入湯税を活用したいろんな事業をやってくださってるんですけど、それを今まで何年か続けておられるんですけど、成果的には、先ほど大勢これは部分的には冬花火など1,500人が寄ったとか、いろんなことをお聞きしておりますけど、全体的に成果的にはどんなものでしょうか。ここんところ、災害もあつてのことですけど、お客様の数が減っておりますんで、それを何とかしようと思ってこうして取り組んでくださってんのは重々わかるんですけど、そこら辺も成果やいろんなことをまた検討していただきたいと思いますが、その点はいかがでございましょうか。

それから、那智山の花壇が恐らく一番最初のヘアピンのところだと思いますけど、前はきれいにしてたんですけど、今本当に何か花壇とは言えやんような状況になったあるんです。だから、そういうところもこれ予算がありますんで、借り上げしておりますんで、そこら辺もちょっと整備をしていただきたいと思います。

ほんで、森林周辺環境整備のことですけど、私はちょっと理解が間違ってたかもわからん。山の中のところもしてくださるのかなと思ってたんですけど、今先ほどお聞きしたら、周辺とは書いてますけど、あれなんですけど、間伐材なんか山の中へこうして置いてたり、そういうふうなのを片づけたり、そういうことはなされてないんでしょうか。今回災害でいろんな流木がありましたんで、そういうところにも目を配っていただくと、少しでも山の安全性の意味でもええんやないかと思うんですけど、そういう点ではいかがでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） まず1点目、入湯税を活用した補助事業のことでございますが、この成果ということでございます。観光のこういうものにつきまして成果、入り込み客数にどれだけ反映しているかということについて直接的な把握は非常に難しい部分があるかと思います。ただ、ある一面のことでいいますと、那智勝浦町内観光地で町民が観光地に住んでる町民という思いが、こういう自分たちが観光に寄与できるチャンスがあると。それを具現化す

る、具体的にはお金が何がかしか出て、観光立町としての一員を自覚を促す、そうになっていただきたいという願望はあるんですが、そのほうには少しはお役に立てているのかなと思いつつ、議員御質問のこのやった事業についてどれだけ効果があるのかということにつきましては、実際それ目当てに来ていただいた方が何人おるのかという把握はできておりません。不可能かと思えます。ただ、先ほど言いました、地域住民が自分たちで考えて、自分たちが観光に寄与する。また、それ以外の部分でも観光の部分を考えていただける、そういうことでは役に立っており。観光を考える場合に、非常に難しい部分があるかと思えます。

よく観光で成功例はよそ者、若者、ばか者の集まりでできると、このように言われておりますが、よそ者は外部の知識という解釈をし、若者というのは地域の若い人の行動力、そしてこのばか者、ばか者についてはそれに対しての思い入れの強い人、もしくは自費を投じてでもそれをやろうとする、このばか者の部分、わずかではありますが、この補助金を活用いただければ、そういう成功事例にあるよそ者、若者、ばか者の観光成功例の一つの一助にはなるんじゃないかと今進めさせていただいております。まだ始まって年数は浅うございますが、これからもっと芽が出てくるものが出てくると、そのように信じております。

そして、那智山のほうでございしますが、おっしゃられるとおり、草刈りをちょっと怠っている時期もございました。この前、あそこのとりあえず草刈りは一応は今したと思えます。花壇として見てくれがどうの、あそこアジサイを植えておりましたので、アジサイの時期は見えるようにしておりますけども、今ちょっとアジサイ等もう終わりました、草刈りはこの前行ったと報告を受けております。今後、お客さんに不快感を与えないようなほうに努力していきたいと思っております。

そして、森林整備事業の中で間伐材の処理云々ですが、この間伐につきましても、間伐したまま置いておくというのが今までの間伐の主流でございまして、1年放置すれば、もう間伐材も木がかなりもうやわらかくなって腐食してなるということで、放置間伐で進めております。ですから、切りたてのときはやはり木のままだたいんですけども、放置間伐で進めておりますので、それに対して、この事業はもう終わってしまったんですが、これも緊急雇用の補助金でありますので、今後間伐、新たにやるやつについてはいろいろ補助事業、森のチカラ等はそれの間伐していく上でも活用できますし、そういうことも今後検討してまいります。放置間伐については、1年たてば、その1年の間に災害が起こればどうのこうの実際ありますけども、今までそれで来ております。大変見た目に危険に見えますが、木がやわらかくなっているという部分、寝ている木がもうかなりやわらかいという部分も一応参考としてお伝えさせていただきます。今後、そういう間伐につきましても、いろいろ施策、国のほうからも出てまいりますので、それを検討しながら進めてまいります。

○議長（森本隆夫君） 11番中岩君。

○11番（中岩和子君） 那智山の花壇のところなんですけど、以前はあそこにちょっとした灯籠があったり、ツツジがずっと植えてってとてもきれいだったんですよ。今とてもそういう姿ではないので、できれば、とても目立つとこなので、整備をしていただきたいと思います。

ほんで、観光についても、本当に皆さんいろんなところでやったださってるのはもう重々わかってるんですけど、ただ私は本当にこのいだ天マラソンというのは、色川の奥からずっと登るあれですね。あれなんかでも広報活動が少ないんじゃないかと思うんですよ。ところどころへこれの看板立ってる。ああ、走るんやなあというて。でも、本当にえらいところを走ってきてくださってる方、私はちょうど井関のほうから下なので、あそこらで出会おうと、車をとめて応援をするんですけど、道の端々へと皆さんが出て応援しているという姿が余り見られないんです。やっぱり走ってる方は、皆さんが応援してくださると力も出るでしょうし、お声をかけるととてもうれしそうに手を振りながら頑張りますって走ってくださいますわ。だから、そういうふうな町挙げての、せっかくやるんですから、皆さんに応援していただけるような体制づくりというんですか、こちら側の取り組みをやっていただきたいと思います。いろんなこんな婚活ですか、そういうふうなこととか、いろんなことをやったださってるんですが、後で新聞で見て知ったというような、町内放送もしてくださってるんでしょうけど、もっともっと地元の方がそのことに理解を示すというんか、協力しというんか、じゃあ見に行こうか。まずは、地元の人がああ楽しいな、ええなというふうな雰囲気がないと、なかなかよそからおいでくださった方にもその気持ちが通じないと思うんです。ですから、地元でのそういう雰囲気づくりをぜひやっていただきたいと思います。

いざかたのほうの七夕さんのあれのことだと思いますけど、ああいうことでも、あつ、何でというような感じで、もっともっと広報活動して、本当に七夕さんにちなんで地元の方がやったださるんですから、いろんなそういうふうな方法も考えていただいて、町挙げてのこういうふうなせっかくお金を使うんですから、盛り上げをぜひよろしく御指導というんか、民間が主導せんと、なかなか物は、先ほど言われたばか者じゃないですけど、そういう方がおいでんとなかなか成功しないということがあるでしょうけど、そういうふうな方向へ持っていけるように行政のほうもしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） 議員おっしゃるとおりでありまして、お越しいただいたお客様におもてなしっていうのは、やっぱり地域の住民の方の一声かけていただく、そういうことが非常に大きなウエートを占めております。そういうことでのおもてなし、このウルトラマラソン、そして昨年は中止になりましたが、自転車のほうもやっております。やはり参加者から聞くと地域の方が手を振ってくれる、拍手してくれる、それが非常に力になるというふうに参加の方もおっしゃっておりますので、今後一層地域住民の方に沿道に出て応援していただいたり、そういう参加協力のようなことをしていただくためにも、また広報に力を入れて進めてまいりたいと思っております。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 94ページお願いします。94ページの委託料の関係の耕作請負隊事業委託1,168万4,973円、これみくまの農協のほうへ委託されているということでお聞きしたんですけども、場所は下里の休耕田だと思うんですけども、その耕作されている内容とか、そしてどの

ような成果があったのかということをちょっと教えていただきたいと思います。

それから、100ページの工事請負費の793万3,100円の支出ですけれども、勝浦シーハウスの関係の工事なんですけれども、7業者に工事を依頼してやっているということなんですけれども、この契約の方法なんですけれども、どのような入札をしたのか。そして、工事の工程の中で差し支えといいますか、業者間のトラブル等はなかったのかどうか、ちょっと確認させていただきたいと思います。

それから、104ページの新大阪南紀勝浦間直行バス運行補助金268万円なんですけれども、説明では1回当たり2万円で、運行回数が134回、乗車人員が1,132人だと思うんですが、1回当たりに割りますと8.4人の利用ということなんですけれども、これについて観光誘致宣伝のために効果があったと判断できるのか、担当課はどのようにしているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

そしてまた、乗客の反応とか、感想は確認しているのか、教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） 議員御質問の件でございます。

まず、94ページの耕作請負隊、御質問の趣旨のとおり、これはみくまの農協に委託しております。耕作放棄地解消、またその農地復活等を目指してこういう事業をやらさせていただいておりますが、町内全地区希望のあるところに出かけていろいろやっております。その中で耕作請負隊が下里でやっている品種、作物等については、把握しておりません。これにつきましても、耕作請負隊の隊員が自分で農地を借りて、休みの日に農業の練習、実習している部分がございます。そういうこともあって、何を、どういう作物をどの時期につくったかという報告等は聞いておりませんので、申しわけないですが、適切な返答をできません。申しわけございません。

そして、100ページのシーハウスの工事請負費、これにつきましては見積もりを出していただいて、その見積もりの中で安い業者にという選定方法でやらさせていただいております。

そして、議員ありました業者間のトラブルということの御質問もございましたが、私それについては報告受けておりません。どのようなトラブルがあったのかなかったのかも含めて把握してございません。申しわけございません。

そして、104ページのバスになりますが、バスといたしましてどれだけ集客、誘客に効果があったのかということでありました。これにつきましても、災害中にJRがとまってる間に考えて実行、始めたようなバスの輸送でございましたので、期間も3月いっぱいということで5カ月弱という実施でありました。それによって、その間での効果ということになりますと、現実には運んだ人間の数だけではありますが、ただ後半、3月ぐらいになりますと、ゴールデンウィーク、夏はどんなんなという問い合わせ、エージェントも含めて個人の客もありましたので、ニーズとしてはあるのかなと思っております。

そして、私どもの感想といたしましては、こういう事業については継続して効果がはっきり

出てくるものと。短期間ではやはりその期間の中での効果を出すというのは非常に難しかったんだろうなと思っております。これが1年、2年、こういうことが永続的に続くのであれば、お客様発着、大阪ですね、大阪かいわいのお客様に認知されれば、非常に有効な手段になろうかとは思いますが、緊急的にやったことで期間が短かったので、効果的には100%満足いく効果は得られなかったと思っております。

ほんで、乗客の反応等につきましては、一つ一つ私どもお客様にアンケート等調査しておりますが、いい評判といたしては、安く廉価で来れるという部分でございます。その後、JRのほうも特急電車の料金を安く半値ぐらいに引き下げてこちらのほうに送客いただいたり等もございまして、バス、電車の安売り合戦ではないんですが、そういうことの一つの引き金にもなり得たのかなと、そのように思っております。今後、格安航空とか、そういうことの競争においても、これはワンバスでございますので、40人余りの集客になりますが、これがうちのホテルのキャパシティから考えたら40人でええのかという問題もございますけども、今回の事業としては緊急的にやらせていただいて、勝浦の元気のアピールという部分でNHKに取り上げていただいた宣伝効果等を考えますと、そこそこ、全く無駄ではなかったと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 3 番下崎君。

○3 番（下崎弘通君） 94ページの耕作請負隊の関係なんですけども、どういうものを耕作しているのかどうかは把握してないということなんですけども、休耕田の利用ということでは大変有効なものだと思っているんです。あのあたりにもまだまだ田んぼなんか荒らしている田んぼが多数ありますんで、できましたら今後をもっともっと普及していただいて、その休耕田の活用を図っていただきたいと思います。

それから、シーハウスの関係なんですけども、見積もりをとって、その中で一番安い業者ということで、これはもう指名競争入札とか、そういうことではなしに、もう課のほうで何業者かを対象にそういう見積もりを依頼したということでしょうか。そして、その業者間、7業者の間の不都合なこととか、分離発注したらなかなか工事をするのに工期内でおさめるというのが大変厳しくなってくると思うんですけども、そういう業者間の中でのスムーズに工事はできたのかどうか、再度確認させていただきます。

それから、直行バスの関係なんですけども、260万円かけた割には1,132人の乗車人員しかなかったと。そして、ニーズを図るためには必要であったのではないかなというようなことなんですけども、乗客の反応の中で、この前に荒尾議員も言われたように山の中を通ると、そういう交通の便が悪いと。時間がかかり過ぎて乗り心地、山間部を通るから体力的にもえらかったというような感想があったわけなんですけども、こういうバスを運行する場合、やはりそういう乗客にも配慮したような運行方法といいますか、そういうのも今後検討する必要があるんじゃないかと思います。ただ、これは継続する必要があるという課長の話でしたが、何でもかんでもやればいいというわけではなしに、やはりJRのほうもそれだけの配慮をして、安いJR運賃で

やっていたいたという事もあった中で、これについては今後の必要というのではないのではないかと感じております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） まず、1点目の耕作請負隊絡みの下里のことでございます。

これにつきましては、耕作請負隊に端を発しまして、みくまの農協のほうも営農のほうに少し力を入れていただけるようになってきております。それで、今下里のほうの土地で営農のほうで芋、サツマイモを栽培しております。それに対していろいろパイプハウスとか、そういうことは支援しております。ですから、みくまの農協のほうとしても試験的に芋を栽培して、またそれを加工してというところまで視野に入れて今進めていただいておりますので、1年、2年ほど先にどういう答えが出てくるか、私どもも注意しながら見守り、また協力して進めていきたいと思っております。うまくいけば、そういう耕作放棄地をどんどん解消していきたいというみくまの農協の気持ちも聞いております。

続きまして、シーハウスにつきましては、トラブル等については、先ほど申しましたとおり、うまくいったのかどうか確認できておりませんので、先ほどと同じように私は確認しておりませんという答弁で済まさせていただきたいと思っております。申しわけございません。

そして、バスのほうにつきましては、私継続がマルと答えたつもりは全くございませんで、効果はゼロではなく、若干あったという部分で、長くやればもっともっと効果が出るというふうには思いますけれども、これがもう永続的に私ども町絡みで続けていくべきものかどうかということに関しては、私どもも疑問符はつけております。ですから、継続は別に意図した発言したつもりはございませんので、もしそう解釈させてしまうんなら、私の言葉足らずでございますので、その部分は御了承願いたいと思っております。こういうことに、突発的な私どもの災害でございましたので、苦肉の策でやらせていただいた部分という御理解をいただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 1点だけ確認させてもらいます。

100ページのシーハウスの関係なんですけれども、見積もりをとったということで、町内業者で何業者ぐらいから見積もりをとって、その安い業者を決めたのかということは、それつかんでいるのでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） 個別、こんだけの事項でございます。常時やっております町内業者という言葉でございましたが、屋根の屋上の防水等については、町外の業者が今までもずっと依頼してやってきておりますので、町内ばかりではございません。こういう特殊な部分につきましては、今までやっていた工事の延長という形でそこに依頼させていただいております。ほか電気とかについて競合できる部分については、町内業者最低3とっておると、そのように今記憶しております。

○議長（森本隆夫君） 8 番東君。

○8 番（東 信介君） 1 点だけ教えていただきたいんですけど、歳入のほうでもお聞きしたんですけど、86ページの環境衛生費の中の委託費の中で、災害保護動物管理委託のこのちょっと詳細、教えていただきたいんですけど、詳細というか明細ですか、四十何頭預かったあて、どのような明細が来てこういう請求になったのかなというのをちょっとお聞きします。

○議長（森本隆夫君） 住民課長寺本君。

○住民課長（寺本資久君） 86ページの委託料の備考欄一番下段の災害保護動物管理委託ということで286万8,794円支出させていただいております。歳入でも少し触れさせていただきましたが、災害により発生しました、飼われていた飼い主が仮設住宅等避難されるところで飼えないというような状況が起きましたので、これに踏み切ったわけですが、内容としまして、相手方のペットレスキューの方とは、当初の投資というんですか、初期費用ということで見積もった金額がちょうどこの2分の1になりますが、149万円でございました。ただ、9月から11月の間に入る中では、犬、猫等のフード代、あるいはまた若干施設の改修に係る費用、あるいは燃料費等々で三月間で244万円余りかかったわけです。それと、夜間の警備のほうも必要だということで42万円ほどその警備委託のほうへもかけております。総額で286万8,000円ほどかかったわけです。細かくはケージ代とか、バリケンといいまして、一匹一匹入れるかごのようなものから、本当にフード代から犬、猫の用品とか、そういったものまでもそうなんですけど、どうしても当初から見積もった中では、大きくはもうそのケージ代とバリケンというんですか、一匹一匹入れるようなもの程度しかなかったわけですが、やはりその後現実に合わせたフード代等も合わせて二百八十何万円要ったわけです。先ほどちょっと歳入のほうでありました149万円につきましては、2分の1とちょっと言わせていただいたんですけど、当初の初期費用を見ていただいたような金額的にはなりませんでした。そういうことで、2カ月間にわたる、9月から11月にかけて2カ月間ですが、にかかった費用について委託料として変更契約も含めて支払いさせていただいたものでございます。よろしくお願ひします。

○議長（森本隆夫君） 8 番東君。

○8 番（東 信介君） ここケージとか買われたのが一番大きかったみたいですけど、これらはケージとかもうそのまま持って帰られたあるんですかね。そのまま置いていたあるとかということじゃなしに、持って帰られたあるのかな。

それと、東北のほうでもこのペットレスキューでよく問題が起こってるんですけど、うちはなかったんか、その辺ちょっとお聞きします。

○議長（森本隆夫君） 住民課長寺本君。

○住民課長（寺本資久君） ケージとかバリケン等につきましては、物によったらよくさびついて、もう2週間程度で交換とか、そういった状況ももう頻繁でした、足かけ3カ月になります。そういったことで、最終的には飼われてた方が避難所暮らしから帰宅される飼い主さんにつきまして、必要とされる方にはもうケージ、バリケン等はそのままお持ち帰りいただいたというケースもございます、はい。

それともう一点、東北の震災等でいろんな諸問題等あったようでございますが、幸いにして特に問題と取り上げるような大きなことはなかったんですが、電話等でよそからの、うちがこういったペットレスキュー的に預かり管理するというようなことが情報が入ったことについて、第三者なんでわかりませんが、よそから何組かわかりませんが、電話等もありましたけど、地元からの方というんですか、特に被災された方からは喜んでいただきましたし、中にはもういわゆる保護動物を手放すという方も何名かおられました。特に大きく取り上げて問題になるような件はございませんでした。

○議長（森本隆夫君） 6 番湊谷君。

○6 番（湊谷幸三君） 3 点ほどお尋ねします。

98ページの役務費、獣害対策でもってアライグマの件も3匹捕獲したという報告があったわけですが、これどうも1年に3匹とは少な過ぎるなという感じもするわけです。このアライグマについては、被害を想定される、あるいは被害を受けた地区の区長さんなんかの判こをいただいて、その狩猟免許甲というんですかね、そういう免許を持った方が設置すると。町のおりを借りてということもあろうかと思います。それに1匹3,000円ということで、ちょっと安いんじゃないかという話も課長ともしたわけでございますが、課長は受益者負担やんて、受益者がアライグマをとって利益になる方が役務といいますか、そういうことをしてもろたらええんやというようなお話も承ったんですけど、この設置する方はこれを処理するまで、必ずしもそれに被害を受けた方がやるんではないんですね。第三者というんですかね、狩猟免許を持った誰かがやるわけなんですね。それを1匹3,000円ということですから、それでも3匹しかとってないんかなと、そういう思いもするわけなんですね。だから、そのあたしも、やはりおりの設置者、関係ない方が設置するんですからね、幾らボランティア精神でやれといっても、長くかかるんで、なかなか難しいですわ。毎日見に行かんといかんからね。そこらあたしをひとつ考えていただきたい。どういう考え持ってるんか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、100ページの負担金補助及交付金、一番上段の県漁業無線局負担金120万円、これ以前にもこの議会で問題になりましたね。もう勝浦の船もほとんどない中で、負担金果たして要るんかどうかと。この負担金はどういう考えに基づいて120万円という金額を払ってるんか、その点についてもお伺いしたいと。

それと、同じく100ページ、先ほど3番議員も問題にしておりました工事請負費、これ793万円の修繕をするのに、7業者、7業種に分割して発注しておるわけですね。というのは、この建物の設備一つとってみても、中へ入ってる分であれば、施設、今度は壁を剥がして、またその設備をやりかえなあかん。いろいろとこう関連するんですね、みんなが。関連するんですね。その関連するものを1つ、2つしか関連せんということであればわかりますけど、こんなに7業種も関連するのに、7業者に見積もり、入札させると。こらどういう考えでこういうことをするんですかね。どうも私には理解できんのですよ。この辺についても明快なひとつ答弁をお願いしたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） まず1点目、鳥獣害の件でございます。これにつきましては、役務費、23年度非常に支出がふえております。これは各猿、鹿、イノシシ、頭数がふえたこともさることながら、単価上げた部分がございます。そういう部分でふえておるんですが、アライグマにつきましては上がっていないという部分がございます。議員おっしゃられるとおり、実際に捕獲処分していただく方の労務については、ほかの鳥獣害の捕獲と遜色ないとは言わないにしても、労力は1日1回で済む話ではなく、1日2回見回りして、それが3日、4日して1匹と、そういう完全にその方は受益者じゃない方であれば、非常な労役を払っていただいております。そういうことを考えまして、23年度中にこの単価についても見直すべきか、見直すのであれば単価を幾らにするかを含めましてちょっと検討させていただきたいと、そのように思っております。

続きまして、県の漁業無線局120万円の件でございます。これにつきましても、直接我々の町、マグロ漁業者がないという、まず見通しの御発言もあったと思いますが、このマグロ船の所属の漁協といたしまして、勝浦はいまだにまだ45人、準組合員14人という登録がなされておる。そういうことで、勝浦に割り当てとして120万円、太地町、串本町、それぞれ50万円、30万円等々の割り当てが来て、それを納めさせていただいております。この業務といたしましては、電波の適切な運用と合法的利用を促進し、船舶運航の安全確保と漁獲量の増進を図るという目的でこれをするものでありますが、勝浦の場合は直属の漁船が少ないにしても、この電波を利用して勝浦漁港に水揚げに来ていただくマグロ船が多いということもありますので、その部分直接町民、住民という部分での負担割合であります。それを利用しているのはほかの町よりもうちが多いという御理解をいただいて、御了承いただきたいと、そのように思います。

続きまして、シーハウスの部分でございます。シーハウスについても、これ時期的に4月から6月まで、期間閉鎖してここの修繕工事を集中的に行わさせていただいておりますので、このように分離はしておりますが、お客さんに直接影響のない時期でございましたので、順序よく皆いけたもののように私は解釈しております。外周り等々もございましたので、壁の漏れ、屋根の漏れ等もありますので、中の工事、電気工事、また電話線の工事とか、そういうこともございましたので、大きく工期に影響するような作業、壁をはつるとか、そういうものはなかったんで、特に支障はなかったようには聞いております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） この負担金についても120万円ですね、これ入港する他県の漁船もこれを使ってるという、僕は使っていないと思うんですね。もう今は衛星電話、皆あの大きな船、外洋まで行く船は持ってますんで、直接衛星電話でやりとりしてるのと違いますかね。というのは、無線というのは聞かれますんでね、皆に。聞かれたら悪いというような、そんな情報もいっぱいありますんで、私みたいな小さな無線でも、やはり聞かれて悪いやつは携帯でやりますんで、そこらあたしひとつ考えて、この120万円が妥当かどうか、マンネリ化して、120万円出

したら何にも言うてこれから、請求されるままに出すということやなしに、ひとつ考えていただきたいと思いますわ。

そして、工事請負費ですね、1,000万円の予算で793万円という。これ見たら、これは何なと。常識を超えたような発注の仕方だと思いますわ。これ普通一般的に事業所なり、我々個人なり、団体なりがこういう発注の仕方なんかするはずがない。というのは、工期も長くなる。いろいろ競合しますんで、後の品質保証の問題も出てくるでしょう。もちろん私ほらわかりませんが、想像ですけど、そら請負金額も高うなると思いますよ。総合的に考えて仮設もするんでしょうけど、これだったら場当たりの仮設をすると思うんですよ。そこらあたしを一遍今後こういうことが起こったら、分離発注せえという議論もありますけど、その議論も含めた中で、やはり効果的な発注の方法を考えていただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） 無線についても議員御指摘のこの内容、今後我々も注意して進めてまいります。

そして、この工事につきましても、先ほど申しましたように、これ4月から6月という閉鎖した上での工事でしたので、分離発注も可能であったと判断してやらせていただいております。全てこういう解釈で進めるわけでもございませんので、可能な分については分離しながらでも進めて、いろいろ効果的に、一本でやるほうが効果的な場合はもちろん一本でまいりますし、分けることが妥当と、可能ということであれば、それも検討して、議員おっしゃられるとおり、注意をしながら進めてまいります。

○議長（森本隆夫君） 10番山縣君。

○10番（山縣弘明君） お尋ねいたします。100ページ、先ほども質問がございましたが、まぐろ体験CAN事業委託についてお尋ねいたします。

こちら、当初予算では干物づくりや缶詰づくり、マグロ料理づくりなどが内容として説明があったと思います。そのあたりの活動、具体的な状況と、あと利用者数や収支の状況なども、もしわかれば、お示してください。

続きまして、108ページ、体育文化会館費の中の燃料費が前年度の実績と比べて約3倍にもなっておりますが、その要因についてお尋ねいたします。

あわせて、その下の光熱水費も微増しております。先ほど太陽光の御説明と関連させますと、ここのところは減ってきてもおかしくないんじゃないかなと思いますが、この微増の要因についてお伺いいたします。

ページ戻りまして104ページの入湯税を活用した観光振興補助金についてです。この入湯税の公募事業、私非常に意義あるものと以前から感じておるところです。この年度におきましても、採択事業は婚活とかマグロ料理コンテスト、いだ天など、どれも住民が主体的に、積極的に知恵を出し合って取り組まれているというところに大いに意義を感じておるところです。

その一方で、観光振興の要素とまちづくりの要素も大きく占めているように見受けられます。この事業目的を観光に限定するには、その数値的な成果を求める必要があるのではと思わ

れます。その点、今後この入湯税を活用するという縛りで果たしていいのかどうか、今回の事業の成果を見て町長の御見解をお尋ねいたします。

また、総務課長にはお尋ねしたいのは、宿泊者数が減少してるという中で、観光振興に充当する予算というのはさらにふやすべきだと考えられますけども、この点についての今回の補助金の決算を見て御見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） まず、最初のまぐろ体験CAN絡みでございます。これにつきましては、御存じのとおり勝浦漁協に委託して職員4名雇用で、途中で退職等がありまして2人になったりしておりますが、実施しております。

稼働といたしましては、体験CAN自体は週1回休み、火曜日を定休日にていたしております。ただ、お客さんが入ればあけると、振りかえるという形で進ませていただいております。何を稼働と捉えるかという部分でございますけども、体験物の日にちを稼働と捉えるのであれば、今その稼働日数、体験物の日数、ちょっと資料を持ち合わせてございません。稼働としては年中やって、お客さんがないときには、今売り出し中の缶詰づくりをしておりましたので、決して職員、仕事がないから遊ばせておったわけではございません。缶詰も自分で体験でつくる缶詰と、より大きな缶詰で販売してるやつをつくったり、マグロの胃袋、心臓を使ったすき間商売と申しましょうか、普通市販されてないような具材での缶詰づくり等を今やっていただいております。

収支については全額補助金で人件費、物件費、全てしておりますので、プラス・マイナスは出ておりません。

そして次に、体文の電気でございます。これにつきましても、先ほど歳入のほうでもちょっとありましたが、燃料費等、それから光熱水費が高くなっておるという部分でございます。これも使用頻度によりましてクーラーを使う使わない、また部屋の貸し出し等の頻度によりまして変わってくるものでありますので、比較はしにくいんですが、昨年の場合、9月から自衛隊の宿営場所として体育文化会館を開放させていただきました。それで夜もエアコンをつける状態ということで稼働させていただきましたので、燃料費、電気代等のふえた分についてはそういう御理解いただいて、もう一年待っていただいて、通常のやつ同士で比較をしてまいりたいと、そのように思っております。

そして、入湯税につきまして、総務課のほうにもちょっとありましたけども、入湯税の活用については私どもの管轄でございますので、私ども観光振興の目的でやらさせていただいて、御応募いただく方がまちづくり絡みのような御応募もいただくという部分もございますが、私どもやっぱり主としては入湯税は観光でやっていきたいと。やはりどのイベントにしても観光オンリーではないという部分はございますが、やはり将来的には誘客、集客を図れる見込みのある、そういう見通しが立つ、少しでも可能性があるという部分で考えていきたいと。ただ、それを実施するに当たっては、地域住民、先ほどから申しておりますように、観光についてはやっぱり地域住民のサポートがないことには、いい観光地づくりにはなりません。それを議員

はまちづくりの一環という考え方なさると思うんですが、それは観光のいろんなイベント等のサポートを地域住民の方と一緒にやっていくという部分で、サポートは地域住民にお願いしていきたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 総務課長濱口君。

○参事（総務課長）（濱口博之君） 御指名がございましたので、お答えさせていただきます。

観光につきましては、もちろん本町の主産業でございますし、効果のあるものであれば、予算をつけてということも考えるべきとは思いますが、この入湯税を活用した観光振興補助金につきましては、一応入湯税が目的税でございますし、その税収を充当させていただいております。そういう関係もあります。それからまた、観光産業課が主管でございますし、そちらのほうの効果等も考えながら、また当初予算の中で策定の中で検討していくことになろうかと思っております。ただ、総務課といたしましては、今の現状といたしましては、昨年の災害復旧の関係で多大な予算をまだ使っております。また、今後の南海トラフ等の関係で避難路等、予算の要ることも多くございますので、その辺のバランスも考えさせていただいて、また検討していきたいと思っております。

○議長（森本隆夫君） 10番山縣君。

○10番（山縣弘明君） まず、体育文化会館の御説明で非常によくわかりました。

まぐろ体験CANにつきましては、もう一度お尋ねいたします。

22年度の利用者数が593人だったと記憶しております。その際には、PRが弱いという反省も伺いました。その点、利用者数の動向とPR不足の反省点がどう改善されたのかという点を確認させてください。

それから、入湯税の件です。おっしゃってる意味はよく両課長の御説明でよくわかります。

その一方、落ち込んでる宿泊者数が減っていけば、入湯税、税収も減ってしまうということで、要は上限がどんどん減ってしまっていくというようなシステムでこれからも続けていっていいのかなという疑問を感じております。宿泊者数を取り戻すには、官民一体となつてこの部分の予算を入湯税の昨対の実績の背中を持たないような仕組みをもうそろそろ考えていかなければいけないんじゃないかなというふうに思われます。きょうはただ決算の場面でありますので、そこら辺の言葉は選んでいかなければいけないと思いますが、入湯税の事業につきましては、今後観光に限定する方法と、また別の方法というものも選択肢の一つとして考えていく必要を感じておるところであります。先ほどのまぐろ体験CANの点だけでもう一度御回答をお願いします。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） 議員御質問のまぐろ体験CANの利用でございます。昨年、23年度におきましては、年間で301名の体験をしていただいております。人数的には非常に苦しんでおります。その中で反省して改善したということでございますが、これにつきましては缶詰をつくる体験するに当たり、生マグロを一旦蒸すという作業がございまして、予約いただいた

方については蒸した状態でその日お迎えするということが可能なんです、それで完全予約という形で進めさせていただいておりましたが、その蒸す時間さえいただけるんで、前日であれば材料の準備ができますので可能ということで、飛び入りでその日来たときでも、常時それを蒸して用意しておくにはちょっと無駄が多いんですが、そういう材料が提供できるのであれば、その日でも受け付けするという形をとっていただいております。それでもちょっと体験人数自体は少のうございました。今後、またこれの改善点として、先日も漁協等と話した中では、再度ホテルのフロント等を研修というか、もう一度来ていただいて、雨の日対応には勝浦でこういうことができるという、以前にも招待して体験していただいたんですが、全員来ていただいてないところもありますので、そういう町内の観光業者に体験を感じていただくということをとし、24年度もしていこうと、そういうふうに少しずつであります、改善をして進めております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 休憩します。再開13時30分。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時55分 休憩

13時32分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本隆夫君） 再開します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑なしと認め、歳出の衛生費から商工費までの部分の質疑を一時中止します。

次に、款7土木費107ページから款13予備費148ページまでと、1ページから8ページの土木費から予備費までの部分を含めて質疑を行います。

3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 1点だけお聞きします。

教育費の通学費補助の関係なんですけども、128ページの通学費補助で148万8,900円、小学生のほうなんですけども、4キロ以遠で4分の3の支給ということで、80名ですか、ちょっと説明聞いたところでは、これと、そして中学校のほうで132ページの中学校の通学費補助51万8,040円ですね、これが6キロ以遠の生徒ということで4分の3の補助ということになってるんですけども、この中学校のほうの人数が19名ですか、聞いてるのが、これで浦神のほうから電車で下里中学校へ通学している生徒はどれぐらいあるんか、ちょっと確認したいと思います。説明があったと思うんですけども、ちゃんと聞いてなかったんで、聞き忘れたんで、ちょっとお願いします。

○議長（森本隆夫君） 教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） お答えします。

中学校の通学費補助51万8,040円でございます。一応これは議員今おっしゃられたように、片道6キロ以遠の生徒の通学に対して4分の3補助するものでございます。内訳でございます。宇久井中学校でバス1名、那智中学校でバス2名、電車1名、今お尋ねになりました下里中学校、電車通学15名でございます。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 4分の3の適用なんですけども、この率の適用についても、もう約5年以上その補助率という形になっていると思うんです。それで、今度浦神小学校が下里小学校と統合すると、来年度からですね。それで、バスの購入費も今後ついてくるといようなことで、バスでの送り迎えということになると。そうすると、中学生もそれに伴って今のところ15名ですか、浦神から来ている中学生、この生徒についてもバスの適用になってくると。そういうことになると、この通学費補助については、中学校のほうは大幅に下がっていくわけなんですね。そして、今小学生についても少子化ということで、児童数についてはだんだんだんだん年々減ってきているといようなことで、ちょっとことしのこの23年度の通学費補助の関係4分の3を4分の4に割り戻しましたら、大体両方で66万円ぐらいの増額になるわけなんですよ。それで、今度25年度からは中学校のほうで大幅に減額になるといようなこと、そしてまた少子化で小学校のほうもだんだん減ってくるといようなことの中で、できましたら来年度、25年度からこれについてはもう4分の4の支給を検討していくといようなことはできないものかどうか。統合したらバスで送り迎えしてもらおうと、費用は全然かからないという形になりますんで、この今4分の1払っている児童・生徒についても、できたら負担のないような形には持っていけないものか、検討できないものか、ちょっとお聞きします。

○議長（森本隆夫君） 教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） 現在の通学補助の4分の3につきましては、従来3分の2の補助であったのを平成18年度から4分の3に改定しております。やはりそのときも児童・生徒数の減少によるかさ上げだったと考えております。一応浦神、中学校の通学補助につきましては、もう大部分が浦神から電車で通学する生徒の分でありまして、一応来年度浦神地区から下中へ通学する生徒数は16名でございます。その生徒につきましても、この4月1日から統合する下小、浦神小のスクールバスで乗せて通学させる予定でありますので、ほとんど中学校費については通学補助が要らなくなるのではないかと考えております。

議員指摘されますように、小学校につきましても相当児童数の減少を見込んでおりますんで、来年度予算編成に向けてはその4分の4全額補助ということも視野に入れて検討していきたいと考えます。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 5番曾根君。

○5番（曾根和仁君） 1点だけ質問いたします。

142ページ、節15の農地の災害復旧の工事請負費です。この23年度の決算時点では10件とい

うことで、まだこれから本格化していくことだと思うんですけども、1つ気になるのは、こういう農地の復旧工事というのは土木業者さんも余り例がないと思うんで、実際工事をやってみての仕上がりぐあいつてのがちょっと気になるんです。これだと1件当たり100万円ちょっとぐらいの工事なんですけど、100%完璧にもとに戻すってのは無理にしても、農地の所有者の方が満足いくような仕上がりになってるかどうかと、工事をする業者としても査定金額というんか、入札金額で大体利益が上がるような工事になってるのか、ちょっと丁寧にやり過ぎて足が出そうになるとか、その辺課長の耳に入ってるような範囲で結構なんで教えてください。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） お答えいたします。

農地災害復旧につきましては、確かに議員おっしゃるとおり、仕様書というのも非常に一般の建築工事、土木工事とは異なって、今あるやつの災害復旧、原形復旧といいますか、原状復旧が原則で進めさせていただいております。今回、ここ23年度で実施させていただきました農業の工事につきましては、流入土砂の撤去、排土が主なものであります。それにつきましても、平均の土砂流入量等計算しての排土になります。ですから、満足いくかといったら、1センチ、2センチ残っておるような状況もありましょうし、ちょっと1センチ、2センチ深く入って取ってしまったようなことも出てこようかと思います。そういう厳密に新築土木工事のようなことはできませんけども、その都度業者と地権者と見ていただきながら工事は進めております。ですから、大きな苦情等々、23年度の工事やらせていただいた分については出ておりません。ただ、今回のこの工事全体に言えることで、土砂の流出等につきましては、市販されておらない、田んぼの土なんか市販されておらないということもありまして、今回の査定の中にも含まれておりません。ただ、少しながらも市屋地区等々の地権者の方の御協力を得て、高速道路等用地で田んぼがなくなるとこの田んぼの土を、これもまた地権者の方の協力を得ながら置かせていただいて、必要などこにまた搬入させていこうという、総合的な進め方もさせていただいておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 5番曾根君。

○5番（曾根和仁君） よくわかりました。今後予想されるのは、地権者の方もなるべく完璧に戻したいということで、業者さんが工事をやってるはたに来て、もう少し取ってくれとか、それ以上取るなどか、細かい注文をつけてくると思うんですけど、業者も入札金額以上の仕事はできないと思いますが、極力農家の方、地権者の方の言い分も聞きながら、丁寧な仕事をしてもらうように、役場のほうからもちょうと指導っていうんですか、業者に言うていただければ、ありがたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） おっしゃられるとおり、同じ田んぼの中でもそういうこともございますし、今回の災害の査定にのっからなかった近隣の田んぼ等も、同じ地権者が違う地権者の、そういう問題も出てきております。それもまた、あす以降ちょっと御相談させていただくこともありますけども、地域住民のより満足度の得られるような方向では工事を進めさせてい

たきます。

○議長（森本隆夫君） 7 番田中君。

○7 番（田中幸子君） 122ページです。11の需用費のところで、消耗品費という中で、先ほどちょっとあれしたんですけども、防災ラジオの関係なんですけども、500台今回したんですが、要望された方に全部渡って、あと漏れというんですか、まだ数が多かったのか、ちょっとお聞きしたいんですけど、お願いします。

○議長（森本隆夫君） 総務課長濱口君。

○参事（総務課長）（濱口博之君） 122ページの需用費の消耗品費の防災行政無線ラジオの関係についてお答えさせていただきます。

23年度500台予算をいただきまして、要望のあった皆様に配布させていただいたところでございますが、東北大震災、それからうちの台風12号の関係もありまして要望が非常に多くございました。それで、500台全て要ってしまいまして、まだ多いということで24年度も700台当初予算でとらせていただきました。これにつきましても、要望をとりまして配布させていただいたんですけども、見込みがまだ、要望がそれでもありまして、やはりこの防災無線ラジオというのは非常に情報の伝達する上で重要なものであるということで、ぜひ要望されてる方には皆様に有償ですけどもお配りしたいということで、今回の補正でまた100台ほどお願いをさせていただいております。それで一応要望は全て今のところ賄えるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 7 番田中君。

○7 番（田中幸子君） 今700台、補正予算、出てくるということなんですけども、今後那智勝の3月1日の世帯数では8,300余りなんですけど、これは個人個人2,500円出して買うということなんですけども、お金もかかってくることなんですけど、町として今後考えましたら、なるだけ全世帯というか、将来的にっていう形では全世帯にっていうことで考えておられるんでしょうか、それお聞かせください。

○議長（森本隆夫君） 総務課長濱口君。

○参事（総務課長）（濱口博之君） この防災行政無線ラジオも、電波の関係もございます。妙法から発信しておりまして、障害物があつたり、それから山合いとかで受信できないところも多くございます。その関係もありますので、なかなか全戸に配布ということは今のところ考えておりません。

○議長（森本隆夫君） 7 番田中君。

○7 番（田中幸子君） 防災ラジオっていうことでは、本当に災害のあったとき、また大雨降って聞こえにくいときなんか、本当に聞こえていますので、住民の人もラジオを受けてすごくよかったっていう声も聞いてます。それで、確かに電波が入らないところもあるんですけども、できればこれからもなるだけ、全世帯というわけにいかなくても、これからもこういう希望をどんどん募っていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君） 総務課長濱口君。

○参事（総務課長）（濱口博之君） 議員おっしゃるとおり、要望があれば、数台っていうのはちょっと厳しいですけども、100台単位で受注するようなことをまた考えていきたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 2点お伺いします。

私も、122ページの防災ラジオの件で1点お伺いしたいと思います。

私も、これ防災ラジオの応募したんですけど、落ちたんですね。6月にまた再度、最初漏れた人ということで2,500円でお借りしてるんか、それとも買うたんか知りませんが、2,500円出して置いてあるんですけど、なかなかうまく受信しないと。これは私の家だけかなと。というのは、私の携帯電話もなかなかうまく電波が私の家は通らないんですね。だから、特殊なんかなということで、内部アンテナを外部アンテナとして電気屋さんに頼んでやってもらった。そのメーカーも書いてありますんで、そのメーカーに直接電話して、外部アンテナはないということですんで、内部アンテナを二千数百円で購入したわけですね。だけど、これ電気屋さんにうまくやってもらったけど、うまくいかないと。こらうちだけの問題かなというふうに捉えておったんですけど、先日また私の友人でやはり防災ラジオを購入した方もあって、その人に聞いてみると、うちもうるさいからもうとめたあるんやって、ガアガアガアガアといううるさいからとめたあるんやと、もう電源切ったあるんやと。何の意味もなさんわけですね。これ8,000円幾ら1台してますね、四百何十万円ということですからね。8,000円幾らの受信機をかうて、うまく入らないと。宇久井だけの問題かもしれませんが、宇久井でも何十台か何百台か知りませんが、購入してあると思うんですよ。どこにそれが問題あるんかと。妙法から発信してるんですね。その電波が弱いんか。弱いんであれば、どうすれば、将来的なものですからね。というのは、台風とか大雨とか、いろいろ天候状況によってほとんど普通の行政無線は聞こえんのですね、夜中だったり大雨降ったりしたら。台風のときなんかもう全然聞こえんですわ、幾ら警報鳴らしてもうても。だから、これも真剣にどこに問題があるんかということで、ひとつやっていただきたい。8,000円幾らもするんですからね。普通ラジオはつい二、三千円でありますよ。そこで、ひとつその点についてお伺いしたいと思います。

それから、145、146でもって諸支出金でもって、目4の豊かな水資源保全基金、あるいは目5の那智の滝源流水資源保全事業基金費、これに以前は、簡易水道と上水道から300万円ずつ一般会計へ入れて、一般会計から繰り出してあったと。最近水道会計も水道事業会計もやっぱ厳しいということで、一般会計から300万円それぞれ繰り出してあるんですけど、そこで7月24日の熊野新聞に、7月23日、無投票で隣の太地町の三軒町長が3選いたしました。その談話の中で、「年内に念願だった太田川からの水の問題を解決し」云々と、こう述べられておりました。8月ごろでしたかね、また同じ熊野新聞に、市屋区の協力も得て、これは完成したと。日量4,500トンとか5,000トンとかの水が確保できたという、そういう記事も載っておりましたが、この件について、本町としては水資源を確保するために600万円、豊かな水資源には300万円というようなお金を一般会計から積み立ててあるんですね。そのこともありまして、

ほた当然那智勝浦町のほうへ相談があったんかどうか、この件についてですよ。また、那智勝浦町のほうから、この件についてうちも水資源の確保についてはこういうふうにお金を投入してであると。ついては、太地町もという話もされたんか、そこの点をひとつお伺いしたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 総務課長濱口君。

○参事（総務課長）（濱口博之君） 御指摘のあった点についてお答えさせていただきます。

まず、防災ラジオの件でございますけども、確かにラジオというのは場所において非常に受信できたりできなかったりという問題もございます。お引き渡しするときにその辺は十分お話しさせていただいて、場所によって聞こえない場合もありますので、そういう場合、また持ってきていただいととか、アンテナをさせていただいたらとか、いろいろな御相談は防災係のほうでさせていただいております。根本的に、議員さんおっしゃいましたように、妙法の電波が弱いのか、それが強くしても聞こえるのか聞こえないのか、ちょっとはつきり今のところわからないところもございますので、また専門家の方の御意見も伺いながら、もし解消できるのであれば、その辺はしたいと思いますが、何分ちょっと機械物と電波の関係がありますので、ここではつきり解消できるとは言えないので、その辺は御了承願います。

続きまして、145ページの、どちらかといえば豊かな水資源保全基金費のほうになるうかと思えます。確かにうちの町としましては、水源涵養、水源育成等のために貴重な水資源を将来にわたり豊富に、かつ安全に供給することを目的として、今積み立てているところでございます。将来的には、その上の森林の保全のために使いたいと考えております。それと、太地町長が熊野新聞で発言していたことは承知しておりますが、他町のことであり、そしてこちらのほうへそういう話が来たということは、ちょっと承知しておりません。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 防災ラジオの件なんですけど、やはり当面は、将来どうなるか知りませんよ、だけど当面はこの防災ラジオを使って、津波とかいろんな災害についてのことについて注意を喚起するということになると思うんですよ。実際問題、今までは台風が来ても大したことなかったですね、最近は。台風でもって大きな被害が、伊勢湾台風以後なかったと思うんですよ、人命にかかわるようなことがなかったと思うんですね。だけど、昨年9月4日にはああいうことがあったと。どうしても、津波津波と今18メートルの津波が来るんやよということで皆心配しておりますんで、この防災ラジオを購入して、やはりいち早く情報をとりたいという方が多いと思うんです。そういう中で、町はいち早くここへ目をつけて皆さんに配布しておると、有償ですけどね。しかしながら、何が原因か知りませんよ。なかなかうまくいかないで、8,000円幾らも出した高価なものでありながら、うまくいかないと。どこに原因がある。今課長が言われたように、ふぐあいあったら返してもろたら、またお金返しますよと、それだけでは済みませんわね。この間、ちなみに私の今先ほど言いましたようにa uなんですけど、a uの電波が部屋によってなかなか難しいところもあるということで電話しましたら、増幅器みたいなもん持ってきてまして、ただでね。たしか何万円もするもんだそうですけど、置いていきま

した。上等に入りますわ。だから、何か増幅器といいますか、中継基地があれば、恐らくカバーできると思うんですよ。そこらあたしも含めて、電波の障害があつて弱いところはもう仕方ないんやというような考え方やなく、何が問題かという、それ、まず原因を突き詰めて、必要性があると認めて購入を希望される方には、防災ラジオが十分に機能するというような体制をつくってほしいと思いますわ。

また、水の問題ですけど、あれは地下水というような考え方を太地町のほうが持つてると違いますかね。私どもはもう川の近くやから、伏流水やないかと思うんですけどね。というのは、渇水時には塩水が入るということでございますんで、伏流水というような感じもするわけなんですね。伏流水であれば、その水は水源は那智勝浦町にあるんですから、だから太地町も勝手なことではできんと思うんです。それが地下水であつたとしても、何百メートルも掘つての地下水と違いますんで、数十メートルのところの地下水だと思うんですよ。それはやはりその裏の水源に降った雨が地下に浸透して、それがたまるということでしょうから、何も坊主山にしたら、すぐ川へ流れていきますんで、ああいう森林でもつて一応それをとめて、それを徐々に地下へしみ込ますと。それによって水が地下水へたまると思いますんで、そういうことでうちも長年にわたつて水道の上水から300万円、簡水から300万円、上水の分は那智の滝の源流水の保全基金へ行つてるんでしょけど、だけど今はもう違いますよ、一般会計。だから、太地町にも俺とこの水やからと、そんな嫌らしいことは言いませんけど、やはり水源涵養という面で協力してもらふところは協力してもらふ。どうですか、町長、この点について。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） お答えします。

太地町の検査の結果、地下水という判定だったんで、地元区ともそういういろいろな同意を得て取水するということになったみたいなんで、それ以上のことは我々としても根拠論としては言うところがないということで、そのまま太地町とは話の中で水源として使うということの話でした。

○議長（森本隆夫君） 総務課長濱口君。

○参事（総務課長）（濱口博之君） ラジオの関係についてお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、非常に貴重な情報伝達手段だと思っております。防災係としても、聞こえさせてあげられるというか、なるべく聞こえる状況が多くあるように願つてはおりますけども、何分今のところ現状のような状態でございます。なるべく調査をして、聞こえる範囲がなるべく広がるように調査させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 幾らでもお金出しても聞きたいという人もおりますんで、いろいろ研究しまして、今後これについてはそういうふうに取り扱っていただきたいと思いますわ。

地下水ということですけどね、町長、地下水であっても、私先ほど申し上げたとおり、やはり雨がしみ込んで、それが地下水になると思うんですね。水利権の問題云々はともかくとし

て、うちもそういうことのために、水源涵養するために300万円なり600万円なりを一般会計から繰り出しておるんですから、やはり太地町も水利権云々はともかくとして、やはり同じような目的、同じようにそれに、そういうことによって恩恵をこうむるんですから、応分の負担をしてもらうということで一遍話もしてみたらどうですか、町長に直接。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 豊かな水資源保全基金というのは、太田川の上流域のことを前提にやっただ。片方は那智山滝の上のものを前提にやっただという、その整理の中で、確かに降った雨は地下に浸透していくということであれば、当然そういうことになろうかと思うんですけども、自然の営みの中であることでありますので、そういうことも含めて太地に話はしてみますけれども、なかなかそこまでうちの水源基金が全町域の山林にカバーしてるわけでもないんで、そういうこともなかなか言いにくいかなと、そのように思います。

〔6番湊谷幸三君「総務課長、もうしばらくこのままあれもせえへんねやろう、調査もせえへんの。調査せえへんの」と呼ぶ〕

〔参事（総務課長）濱口博之君「どっちですか」と呼ぶ〕

〔6番湊谷幸三君「防災ラジオが聞こえるようにせえへんの」と呼ぶ〕

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 防災の担当のほうには、不感地帯の調査等、せえということをもう何カ月か前には言うてんですけど、その結果はまだ返ってきてませんので、早急にまた調査するように言うて、その対応を考えていきたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 議長の許しを得て、1回追加させていただきます。

太地町の町長は知らんのでしょうか、うちからこの水源涵養についての那智の滝の源流水といっても、下に市野々の浄水場がありますんで、あれも那智の滝の水もとってるんでしょう、現実には。だから、知らんのと違いますか、こういうふうには600万円のお金を出して水源涵養に取り組んでおるということを知らんのと違いますか。

知ったあつたら、こういうことを言うんだつたら、おのずから私のほうも協力しましょうかという話があつてしかるべきだと思うんですね。その点、知らんからそういうことがないんだと思うんで、ひとつ、恐らく太田川の水はありがたいなという気持ちは持つておると思うんでね、三軒町長も。このあたしひとつお伝え願いたいと思いますわ。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 太地の町長にはそのように伝えて、またいろいろ議論もさせていただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑なしと認め、歳出の土木費から予備費までの部分の質疑を一時中止し

ます。

次に、認定第1号一般会計についての総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑なしと認め、一般会計についての質疑を終結します。

休憩します。14時35分再開。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時14分 休憩

14時35分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本隆夫君） 再開します。

次に、認定第2号から認定第12号までの特別会計について一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑なしと認め、認定第2号から認定第12号までの特別会計についての質疑を終結します。

次に、認定第13号及び認定第14号の企業会計について一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑なしと認め、認定第13号及び認定第14号の企業会計についての質疑を終結します。

討論、採決は議案ごとに行います。

認定第1号について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第1号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第2号について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第2号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第3号について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第3号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定しました。

認定第4号について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第4号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第5号について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第5号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第6号について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第6号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第7号について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第7号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第8号について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第8号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第9号について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第9号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第10号について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第10号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第11号について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第11号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第12号について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第12号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第13号について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第13号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第14号について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第14号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15 報告第17号 健全化判断比率の報告について

○議長（森本隆夫君） 日程第15、報告第17号健全化判断比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。

総務課長濱口君。

○参事（総務課長）（濱口博之君） 報告第17号健全化判断比率の報告について御説明申し上げます。

〔報告第17号朗読〕

記以下でございますが、健全化判断比率のうち実質赤字比率の算出において対象となる会計は、本町では一般会計、住宅宅地資金貸付事業費特別会計、土地取得事業費特別会計、育英奨学資金貸与事業費特別会計の普通会計を対象に、実質赤字額の合計額を標準財政規模で除したことにより健全化判断比率を算出するものでございます。

今回の議会で認定いただきました平成23年度一般会計ほか3つの特別会計の合計は、黒字の1億8,785万6,000円となります。したがって、備考の1により、表上にはハイフンが記載されております。

なお、括弧内の数値15.0%は、本町の早期健全化基準で、この率を超えると早期の財政健全化が必要な自治体となり、議会の議決による財政健全化計画、外部監査の要求の義務づけがされます。

なお、参考までに、15%の赤字額とは、平成23年度の標準財政規模で算出しますと約7億1,900万円の赤字となります。

次の連結実質赤字比率につきましては、実質赤字比率の算出において対象となった普通会計にその他の特別会計、公営企業会計を加えた本町における全ての会計を対象に、実質赤字による健全化判断比率を算出したもので、平成23年度における本町の連結実質赤字額はありませんので、実質赤字比率と同様、表上にはハイフンが記載されております。

なお、括弧内の数値20.0%は、本町の早期健全化基準で、この率を超えると早期の財政健全化が必要となります。

次の実質公債費比率は、元利償還金等が標準財政規模に比べてどの程度の負担になっているかを示す指標として、現行の地方債制度において用いられる比率でございます。

連結実質赤字比率の算出において対象となった普通会計、特別会計、公営企業会計の全ての会計と一部事務組合等を対象に、公債費と公債費に準じた負担金、補助金等の経費により健全化判断比率を算出するもので、平成23年度における本町の実質公債費比率は7.1%で、早期健全化基準内となっております。

なお、括弧内の数値25.0%は、本町の早期健全化基準で、この率を超えると早期の財政健全化が必要となります。

次の将来負担比率は、全ての会計と一部事務組合、地方公社、第三セクター等を対象に、地方債残高のほか、将来負担すべき実質的な負債等により健全化判断比率を算出するもので、平成23年度における本町の将来負担比率は34.0%で、早期健全化基準内となっております。

なお、括弧内の数値350.0%は、本町の早期健全化基準で、この率を超えると早期の財政健全化が必要となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

以上で報告第17号についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 報告第18号 公営企業会計に係る資金不足比率の報告について

○議長（森本隆夫君） 日程第16、報告第18号公営企業会計に係る資金不足比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。

総務課長濱口君。

○参事（総務課長）（濱口博之君） 報告第18号について御説明申し上げます。

〔報告第18号朗読〕

記以下でございますが、資金不足比率の報告につきましては、本町では記載の水道事業会計、町立温泉病院事業会計、簡易水道事業費特別会計、下水道事業費特別会計の4つの会計が対象となります。

資金不足比率は、各会計単位の資金不足額が事業規模に対してどれだけの割合となっているかをあらわす比率で、基本的に資金不足額は、水道事業会計、町立温泉病院事業会計の公営企業法が適用される会計においては、貸借対照表の流動資産と流動負債を比較して流動負債が多い場合、また簡易水道事業費特別会計、下水道事業費特別会計の公営企業法が非適用の会計においては、繰上充用額が発生していることとなります。平成23年度におきましては、全ての会計において資金不足額はなく、資金不足比率は算出されないため、健全な状態にあると判断されております。

なお、公営企業会計に係る資金不足比率の早期健全化基準は20%と定められております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

以上で報告第18号についての報告を終わります。

本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時53分 散会